

青色申告勘定科目一覧表

(損益科目)

※ 青色決算書に使用する決算書項目は上の「1」をクリックしてください。

科目 名称	番号	収入となるもの	対象外
稲作売上高	600	その年に販売した農産物	株式(出資)配当金…配当所得として申告 源泉所得税の還付金
野菜売上高	603		
家事消費高	640		
作業委託収入	642		
雑収入	659	過年度追加払金・精算金 中山間地直接払い、利用高配当金、農済無事返戻金、所得補償、共済金(保険金) 減反調整金の入金 など	農業生産法人からの給与…給与所得として申告 集荷円滑化精算金、回転出資金、米契約金、預金利息

科目 名称	番号	経費となるもの	対象外
租税公課	700	農業用資産の固定資産税(耕作農地は100%、その他は経費を按分するなど工夫する)、農業用車両の自動車税など	事業主やその家族の所得税、住民税、国民健康保険料、介護保険料
種苗費	701	種子代、苗(木)代	
肥料費	703	肥料、堆肥の購入費	
農具費	705	10万円未満農具購入費で、スコップ、鍬、鎌など農具。(毎年使用するもの)	10万円以上は原則として減価償却資産へ
農薬費	706	農薬費、共同防除費	
諸材料費	708	マルチ、防鳥ネット、鉢、釘、針金など、ほぼ1年で廃棄してしまふような消耗資材等の購入費	
修繕費	709	農作業小屋など農業用建物や農機具の修繕費 農業用車両の修繕・車検代 農地の災害復旧工事代	住居の修繕費 家事用車両の修繕費・車検代 (共通の場合、経費の案分など工夫する)
動力光熱費	710	農業用の電気代、農業機械のガソリン代、灯油代、軽油(軽油引当税は消費税上「不課税」扱いで課税仕入れになりません)・混合油代、上水道代 水利費、水利組合の負担金(農業用水を自分の農地に引くための費用)	自宅の電気代、灯油代 (共通の場合、経費の案分など工夫する)
作業用衣料費	711	作業用の衣類・手袋代	生活用の衣類(下着、靴下の購入費は生活費)
農業共済掛金	712	農産物や農業用機械の共済掛金 農業用車両の自動車保険などの損害保険料は「車両費」に計上しています。(当事務所の考え) 従業員の医療、生命保険の保険料で経費と認められるものは福利厚生費となります。	住宅の保険料(「地震保険料控除」の対象となるものがあります)、事業主やその家族の医療、生命保険(「生命保険料控除」の対象となります) 家事用車両の損害保険料 (共通の場合、経費の案分など工夫する)
減価償却費	713	農業用建物、ハウス、大型農機具等の償却費 注)取得価格10万円以上に限ります。20万円以下は3年間で一括償却が可能(「一括償却」の特例)、30万円以下は即時償却も可能(「少額資産」の特例)…。特例は要件を確認のこと	自宅の償却費 (共通の場合、事業使用割合を入力して対応できる)
荷造運賃手数料	714	農協・市場の手数料 金額が多くなれば、「荷造費」と「運賃」の勘定科目に分けても良いと思います。	親戚など生活費としての贈答・保有用みの経費
専従者給与	810	青色専従者給与の届出をしている場合使用	
雇入費	715	アルバイトの給料・贈与(源泉徴収が必要な場合もある)	家族への給料(専従者給与の選択も可能)
福利厚生費	716	農作業者への慰労費(お茶・お菓子など)	家族への食費
支払利息	717	農業に関する借入立の利息(事業専用返済の借入利率は14%)	住宅取得のための借入金利息
とも補償費	718	とも補償費	
地代家賃	719	小作料(米などの現物は金額に換算)	
賃借費	720	倉庫・事務所・住宅の賃借料(「倉庫」などの「特定の用途」に立地するもの) 倉庫・事務所・住宅の賃借料(「倉庫」などの「特定の用途」に立地するもの) 倉庫・事務所・住宅の賃借料(「倉庫」などの「特定の用途」に立地するもの)	
作業委託費	721	なまもの(ライスセンター、生産組合等、近所の農家への作業委託代)	
旅費交通費	722	事業に関する研修会や会議のための旅費、駐車場代 イベント出店のための旅費など	
通信費	723	事業用に使用した郵便料、電話料・携帯電話料	固定電話は除く (共通の場合、経費の案分など工夫する)
接待交際費	725	事業用の交際費	親戚などへの贈り物
車両費	728	当事務所では農業用車両に係る一切をこの「車両費」勘定を設けて管理しています。(車検・ガソリン・車両の税金、車両保険、修繕等の一切) 但し、上記709、710、712と重複しないこと	
会議費	731	事業用の会議費	
新聞図書費	732	農業新聞、参考図書	日刊新聞、TVは生活費なので除く
会費・負担金	733	農業関係、農工会などの各種団体の組合費、農事組合費、農政対策費・カード年会費 減反調整金の支払額 など	
土地改良費	736	土地改良は事業のついでに行なわれる部分(土地改良区から毎年、賦課金の領収書などに経費になる部分の記載があると思われる) (今回、水利組合の賦課金は「動力光熱費」勘定としました)	田畑などの土地の改良費(造成費用)は土地に対する資本的支出で、土地の取得価格に加算される。よって経費にならないし減価償却もできない。(私見です)
雑費	759	上記に分類できない経費	生活費

(貸借科目)

(複式簿記で経理する場合に必要科目…一般的な貸借科目は省略しています)

科目 名称	番号	具体例	内容
構築物		ビニールハウスのうち季節ごとに組み立て、取り壊しを繰り返すもの以外で、土地に固着しているようなもの(「農林業用のもの」「その他のもの」主として金属製のもの、木造のものなど年数が分かれます)、建物に区分されるものもありません。	温室のように、建物に区分されるもの、機械及び装置(「25農業用設備」7年)に区分されるものがあるそうで、判断が難しく、ここでは判断しません。
車両運搬具		軽トラック(4年)、ダンプ式貨物自動車(4年)、ダンプ式以外の貨物自動車(5年)フォークリフト(4年)	減価償却(耐用年数:普通車は6年、軽自動車は4年)で経費にしてゆく。 道路を走ることでもできるが、本来は農業用の作業、工事の作業をするためのものは「機械装置」に区分する。
機械装置		耕運機、トラクター、ドライブシャフト、ハーベスター、あぜめり機、中耕機、兼用管理機、バインダー、コンバイン、脱穀機、乾燥機、粉(もみ)すり機、色彩選別機、石抜き機、計量機、精米機、軽トラ用コンテナ、肥料散布機、育苗機、みぞ掃除機、動力噴霧機、大豆播種機、防除機 など	減価償却(耐用年数:「25 農業用設備」7年)で経費にしてゆく。
工具器具備品		10万円以上のもの(10万円未満は「農具費」や「諸材料費」、「消耗品費」などの費用となる科目で計上) ビニールハウスのうち季節ごとに組み立て、取り壊しを繰り返すもの	減価償却(耐用年数:7年)で経費にしてゆく、一括償却資産(20万円未満)、少額資産(30万円未満)の特例で経費にすることができるものがある。
土地		農業に使用する田畑の購入費用 開墾、造成費用は土地に対する資本的支出となり、この勘定科目に計上する(私見)	開墾、造成費用は経費にならない、土地なので減価償却の対象とならない(私見)
事業主貸	270	事業主への生活費の引出し 案分した生活費の経費 残高不足の買越利息(預金を生活にも使用している場合) 事業主からの貸付金不足時の利息 事業主が個人的な財布から支出した事業用経費の相手勘定として利用	経費としないためにも利用する勘定科目
事業主借	350	事業用車両、機械の売却代金(譲渡所得)、給与の入金(給与所得)、預金利息(利子所得)など、他の所得として申告するもの	収益としないためにも利用する勘定科目
仮払金	177	回転出資金	いつか精算される支払(基本的には、期末の残高はゼロ、回転出資金は農協の出資金に充てられるが、口座に返金されるまで残高が残る)
仮受金	317	米契約金(入金・支払)	いつか精算される入金(基本的に期末の残高はゼロ) 米契約金は借入金とも考えられるので「借入金」の勘定科目としている人もいる。